

第3回 野田市行政改革推進委員会

日 時 平成30年10月5日(金)

午前9時から

会 場 市役所2階 中会議室1.2

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 外郭団体等の見直しについて
公社等外郭団体の運営の合理化

(2) 民間施設の有効活用について
民間施設の有効活用

(3) 公有財産の有効活用について
未利用地の有効活用及び処分

公共物への有料広告の掲出

(4) その他

4 閉 会

外郭団体等の見直し

野田市開発団体等の外郭団体については、行政の補完的な役割を果たし、市政の円滑な推進に寄与してきた。しかし、設立から長い年月が経過し、社会情勢が変化している中で、事業の必要性をはじめ、団体の在り方や市の関与の在り方等についても見直していく必要がある。

野田市開発協会が一般財団法人に移行し、自立し安定した経営体質を強化する必要があるのをはじめ、他の団体においても健全な運営が行えるよう市が必要な指導・監督・支援を行う必要がある。

公社等外郭団体の運営の合理化

- ・ 一般財団法人野田市開発協会
- ・ 野田市土地開発公社
- ・ 野田業務サービス株式会社
- ・ 株式会社野田自然共生ファーム

一般財団法人野田市開発協会

1 現状

(1) 法人の概要

所在地	野田市瀬戸 1111 番地				
代表者名	理事長 今村 繁(野田市副市長)	設立	昭和 36 年 5 月 31 日		
基本財産	70,000 千円	うち市出資金	35,500 千円	市出資比率	50.7%
役員数	7 人	職員数	31 人	決算時期	3 月
設立目的等	市から受託する緑地、児童遊園、公共施設等の管理等に関する事業、市が設置する都市公園及び公園施設の管理に関する事業、市が設置する都市公園に公園施設を設け、管理を行うことに関する事業を実施することにより、都市環境の整備、活用及び改善並びに市民サービスの充実を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・野田市都市公園の機能管理（受託事業） ・野田市総合公園の運営管理（指定管理者） ・野田市パブリックゴルフ場（ひばり・けやきコース）の運営管理 				

(2) 財務の概要

単位：千円

内容 / 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
当期収入	1,189,853	1,033,708	1,066,519	1,078,356	1,071,772
当期支出	810,385	957,762	1,046,400	1,006,349	998,625
当期収支差額 (当期利益)	379,468	75,946	20,119	72,007	73,147
資産合計	1,954,881	1,861,964	1,671,304	1,522,946	1,375,434
負債合計	1,948,864	1,780,001	1,569,222	1,348,858	1,128,199
資本合計 (純資産合計)	6,017	81,963	102,082	174,088	247,235
うち基本金	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
うち繰越利益金	63,983	11,963	32,082	104,088	177,235

(3) 現行行政改革大綱における方針

外郭団体等の見直し

公社等外郭団体の運営の合理化

一般財団法人野田市開発協会

収益の改善を図るため、今後も経費削減と入場者増加対策を柱とした、次の経営再建計画に基づく対策を支援する。

(経営再建計画)

- ・ゴルフ場使用料として徴している、けやきコース建設費償還相当分を平成33年度まで猶予し、みどりのふるさと基金分についても経営が安定するまで免除
- ・ゴルフ場施設設置使用料として徴収している借地料の3割削減(29年度以降は地権者と再交渉)
- ・経営状況を踏まえた職員給与等の削減及び物件費の削減
- ・市からの財政支援として、執行を停止していた公有財産購入費を25年度から再開し、24年度に執行を停止した1億2,597万8,000円を25年度から5年間に分割し支払う。また、ゴルフ場クローズ等により、単年度収支が悪化する場合は、公有財産購入の繰上償還を検討
- ・野田市パブリックゴルフ場の評価に見合った適切な料金体系の設定、サービス水準の維持、増進及び営業の強化

2 これまでの経営改善の取組等

開発協会の事業区分は、昭和52年のひばりコースの開場以来、公益事業と収益事業と2つの事業に分けていたが、一般財団法人への移行に伴い平成26年度からはこの区分がなくなり、1つの事業として運営している。

事業はこれまでと同様、パブリックゴルフ場の運営を主たる事業として、総合公園事業、都市公園事業の運営及び管理を行っている。

29年度の経営状況については、入場者数99,753人、当期収入10億7,177万2,104円、当期支出9億9,862万4,912円で、当期利益は7,314万7,192円の黒字となり、純資産額も2億4,723万5,395円に増えた。

経営改善の取組状況としては、開発協会が一般財団法人に移行したことにより、協会はこれまでと異なり損失補償等の支援を市から受けられなくなったため、今後は赤字とならない体質改善を行い、持続可能な経営状況を確立することで、解散とならないよう事業運営に取り組む必要がある。

このため、常に収支の見通しを検討しつつ、野田市パブリックゴルフ場の評価に見合った適切な料金体系の設定やサービス水準の維持増進、営業の強化が必要であり、入場者の増加や収益の改善が図れる対策を積極的に実施する必要がある。

経費削減のための施策

ア 市の支援策

- ・借地料の引下げと使用料の免除

借地料分については地権者の協力により、引き続き、借地料基本単価を3割減額とし、みどりのふるさと基金分(300円)は、経営が安定するまで免除している。

- ・建設償還金の猶予

けやきコースの建設償還金は、33年度まで猶予し、24年度に執行を停止した公有財産購入費1億2,597万8,000円は、営業職員の雇用、施設整備等の積極的な投資に充てるため、25年度から5年間に分割し支払っており、29年度で終了した。

イ 協会の経費削減策

- ・職員給与等の削減

職員代表及び組合と合意のもと、平成27年4月から給与の9%削減(26年度11%減)し、現在も継続している。また、29年度の賞与については、当初計画では6月分を1.90か月、12月分を1.36か月としていたが、10月の台風によるクローズの影響から収支見込みを修正し、12月分を1.00か月(市2.225か月)と縮小した。

しかし、決算後に当初計画を上回る当期利益が確保できた場合には、決算賞与を支給するとし、当期利益が当初計画を約1,899万円上回ったことから、0.5475か月を支給した。本年度の賞与については、当初計画では年間3.26か月としており、6月分の賞与は、2.00か月を支給した。

給与については、上記のとおり削減策を講じてきたが、基本的な給与制度の見直しがされていない状況にある。

協会職員の給料及び退職手当は、市職員の給料表等を準用し支給しているが、市職員給料表は平成27年度から国における給与制度の総合的見直し及び市独自の見直しにより実質3.3%の減額改定を実施したが、協会の給料表は現在も旧給料表となっている。

また、退職手当についても、市職員の退職手当支給率は、30年度から国に準じ87.0/100から83.7/100に引き下げを実施したが、協会については、一般財団法人に移行した26年度以降、退職手当にかかる支給率等の改正が行われておらず、現行では市職員の退職手当より高支給率となっている。

このため、30年度において給料表の減額改定及び退職手当の支給率の見直しを行うこととしている。

- ・物件費削減

物件費8%削減を目標として経費削減に取り組んでいる。

安定的な経営に向けた取組

ア 計画入場者数

適正な利用料金とサービスの向上を柱として、下記の計画入場者数を目指している。
 (28年度の入場者数を基本に天候による補正を行い、29年度の計画入場数とした)

《入場目標計画》

	29年度実績	30年度計画	増減
ひばり	59,261人	60,772人	1,511人
けやき	40,492人	40,918人	426人
合計	99,753人	101,690人	1,937人

イ 利用料金の設定

《ひばりコース》...ひばりコースは、スループレー制を継続している。

	区分	H29年度	H30年度	増減額
休日	市民	4,500円	4,500円	増減なし
	市外	8,600円	8,600円	増減なし
平日	市民・市外	4,500円	4,500円	増減なし

乗用カート付

《けやきコース》

	H29年度	H30年度	増減額
休日	16,100円	16,100円	増減なし
平日	10,400円	10,400円	増減なし

食事、乗用カート付

両コースとも集客が少なくなる7月から9月までと1月から2月までは、季節料金として割引を行っている。

(ひばりコース=割引料金：500円、けやきコース=割引料金：1,500円~2,000円)

ウ 入場者増加対策

《ひばりコース》

- ・2サム保証料金を継続

なかなか予約できないという利用者の声に応えるため、2サム保証の場合の割増料金を設けて、組み合わせによる利用を促している。

@保証料金 = 平日2,000円、土日祝日4,000円

- ・早朝0.5ラウンドプレーの実施

3月から11月まで、早朝の0.5ラウンドプレーを実施した。

	平日(市民休日)	土日祝日
3月から6月まで 10月、11月	2,600円(カート付)	4,500円(カート付)
7月から9月まで	2,400円(カート付)	4,400円(カート付)

《けやきコース》

・特別割引を継続

ポイントカード割引（市民10%、市外5%還元）

市民特別料金（月・金1,000円割引）

マイバースデー割引（平日500円、休日1,000円割引）

レディース&シニア割引（1,300円割引）

コンペ割引サービス（2組8人以上のコンペを対象）

けやき友の会（市民対象：年会費10,000円で毎回2,000円割引）

けやきワンイヤークラブ（市外対象：年会費13,000円で毎回2,000円割引）

なお、ひばりコースでは、ポイントカード割引及び市民感謝ディ（第4月曜）割引以外の特別割引を25年度で廃止した。

・早朝0.5ラウンドプレーを継続

4月から9月まで早朝の0.5ラウンドプレーを実施した。

	平日	土日祝日
4月から9月まで	3,220円（手引）	5,320円（手引）

3 課題

全国的にゴルフ人口が減少傾向にある中で、両コースとも例外ではなく、入場者数の減少が考えられるが、現状の経営状況においては、仮に入場者が1割減少すると、現金がなくなり32年度に赤字に転じ、破たんの危機に陥ると想定している。

経営の安定化にとって一番重要な要素は集客であり、今後の集客数の増加、最低でも現状維持は必須の課題である。したがって、集客に向けた取組をこれまで以上に取組む必要がある。

定年退職については、30年度2人、その後、行政改革大綱の計画期間である36年度までに13人が退職となり、この間における14人分の退職手当額（現行支給率）は約3億円となる。今後の退職手当の支給に伴い、現在の入場者数を維持したとしても現金が減少するため、33年度に金融機関から約1億円の借入が必要となり、借入までの間、これまで以上の健全な財政運営を行う必要がある。

定年退職による職員数の減少に伴う職員の補充方法については、人件費を増大させないため再雇用による対応を基本に検討する。36年度までに14人が退職することになるが、現在のサービス水準を下げないためにも、職員として培った経験を持つ再雇用を活かすことは必要である。また、再雇用の給与については、再雇用職員の士気を下げることのないような水準を維持することが必要である。

なお、職員補充以外の対応として、業務委託についても費用対効果を含め検討する必要がある。

給料及び各種手当（退職手当を除く）については、30年度に抜本的な見直しを実施するが、計画以上の収支が達成できた場合のインセンティブを盛り込み職員の業務に対する意識の高揚に配慮する必要がある。

現在、市は協会に対し財政支援を行っている。財政支援の内容は、協会が支払っている建設時の借入に対する償還金の猶予、みどりのふるさと基金への寄付の免除（一人あたり300円）、地権者との協議による借地料の30%の削減を行っている。今後も安定した経営を維持していくためにも、これらの支援策を当分は継続する必要がある。また、借地料の30%の削減についても、これまで同様に地権者に協力いただく必要がある。

ただし、建設償還金については、平成33年度末に償還は終了するが、運営費に係る借入金の償還は平成35年度に完了することから、今後、運営が上向き、安定化が図られた段階で、これまでの猶予分の分割償還を含め取扱を検討する。

物件費の8%の削減は継続しながら、更なる削減が必要である。

具体的な集客対策として、これまで、利用者のリピーターを増やすため、営業活動の強化やポイントカードの高還元率等のPRのほか、ひばりコースではホームページによる予約サイトの開設、けやきコースではオープンコンペやレディースコンペなどを行っているが、各取組に対する費用対効果を検証し、さらに効果を上げる取組を実施する必要がある。また、新たな集客効果のある取組を検討していく必要がある。

利用料金については、入場者数に影響のない範囲で、必要に応じて値上げも検討し、まずは、平成31年10月の消費税率の引上げへの対応を行う。

現在、平日、休日ともに同額となっているひばりコースの市民の利用料金については、休日の市民利用が20%から30%に上昇し、利用料金の高い市外利用者がその分減少している状況がある。協会の経営状況を考えると、休日については、利用料金の高い市外利用者の割合を高めることも必要であり、休日の市民利用料金を引き上げ、市民利用はなるべく平日となるような見直しの検討が必要である。

また、ひばりコースについては、集客が少なくなる7月から9月までと1月から2月までに行っている季節料金の割引についても見直しの検討が必要である。

協会の経営安定化に向けた、多角的な経営として、若者から高齢者まで幅広い年代や家族で楽しむことができるパークゴルフ場の整備を検討する。

4 次期行政改革大綱の考え方

経営の安定化に向け、経費削減と更なる利用客の増加を図るため、次の取組を推進するよう指導・監督を行っていく。

- ・経営の安定化にとって一番重要な要素は集客であり、今後の集客数の増加、最低でも現状維持は必須の課題であり、これまで以上の集客に向け取り組む必要がある。

- ・今後、本計画期間内に退職となる 14 人の対応は、人件費を増大させないため、これまで培った経験を持つ再雇用による対応を基本に検討していく。
- ・現在、市が行っている財政支援の建設時の借入に対する償還金の猶予、地権者との協議による借地料の 30% の削減、みどりのふるさと基金への寄付（一人あたり 300 円）の免除については、安定した経営を維持していくため継続する。

ただし、建設償還金については、平成 33 年度末に償還は終了するが、運営費に係る借入金の償還は平成 35 年度に完了することから、今後、運営が上向き、安定化が図られた段階で、これまでの猶予分の分割償還を含め取扱を検討する。
- ・利用料金については、入場者数に影響のない範囲で、必要に応じて値上げも検討し、先ずは、平成 31 年 10 月の消費税率の引上げへの対応を行う。

現在、平日、休日ともに同額となっているひばりコースの市民の利用料金については、休日の市民利用が 20% から 30% に上昇し、利用料金の高い市外利用者がその分減少している状況にあることから、休日については、利用料金の高い市外利用者の割合を高めるため、休日の市民利用料金を引き上げ、市民利用はなるべく平日となるような見直しの検討が必要である。

また、ひばりコースについては、季節料金の割引についても見直しの検討が必要である。
- ・協会の経営安定化に向けた、多角的な経営として、若者から高齢者まで幅広い年代や家族で楽しむことができるパークゴルフ場の整備を検討する。

野田市土地開発公社

1 現状

(1) 法人の概要

所在地	野田市鶴奉7番地の1				
代表者名	理事長 今村 繁(野田市副市長)		設立	昭和48年9月18日	
基本財産	5,000千円	うち市出資金	5,000千円	市出資比率	100%
役員数	9人	職員数	6人(うち用地課兼務4人)	決算時期	3月
設立目的等	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。				
事業内容	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公共用地等の取得、造成その他の管理及び処分				

(2) 財務の概要

単位：千円

内容/年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
当期収入	367,551	189,342	95,031	174,504	39,842
当期支出	372,594	187,424	112,937	186,782	47,298
当期収支差額	5,043	1,918	17,905	12,278	7,456
資産合計	1,714,706	1,463,611	1,346,670	1,148,741	1,235,947
負債合計	863,050	610,037	511,001	325,350	420,012
資本合計	851,656	853,574	835,669	823,391	815,935
うち基本金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
うち準備金	846,656	848,574	830,669	818,391	810,935

(3) 現行行政改革大綱における方針

外郭団体等の見直し

公社等外郭団体の運営の合理化

野田市土地開発公社

平成30年度までに市の未収金が終了するため、本大綱の期間内に、解散を念頭に置いた公社の方向性を決定する。

(4) 職員の状況

土地開発公社（以下「公社」という。）の業務は、常務理事 1 人、臨時職員 1 人及び用地課兼務職員 4 人により対応している。

なお、市からの常務理事への職員派遣については、人件費削減の観点から現在行われていない。

(5) 現在の事業

市からの受託業務である公有用地の計画的な先行取得や自主事業である住宅用地及び業務施設用地の造成事業等を実施してきた。

(受託事業)

平成 27 年度からの 3 年間で、公有用地の取得 3 件・公有用地の売却（買戻し）5 件を実施した。また、市の未収金は 29 年度に終了したが、都市計画道路堤台柳沢線用地取得事業及び愛宕駅西口駅前広場等用地取得事業での借入れの償還が続いている。

平成 29 年度末残高：堤台柳沢線用地取得事業 33,640,992 円

愛宕駅西口駅前広場等用地取得事業 385,951,233 円

今後の展開については、早期整備が課題となっている愛宕駅西口駅前広場等整備事業において、更なる公有用地の先行取得が考えられ、公有用地の売却（買戻し）については、市当局との調整により計画的に実施していく。

(自主事業)

平成 27 年度からの 3 年間では、土地の取得はなかったが、27 年度に 1 件の売却を実施した。29 年度は完成土地（七光台第一次造成地、鶴奉字庚申塚造成地）で公募による売却を進めたが、応募がなかった。

今後の展開については、七光台第二次造成地を含めた完成土地の売却を実施する。また、中心市街地商業用地として開発中の土地について、愛宕駅周辺のまちづくりを活性化させるために有効な土地活用を図る。

2 課題

(1) 運営の合理化

(運営の合理化)

平成 22 年度からは、専属職員（プロパー職員）を雇用せず、臨時職員を採用し対応していることや、常務理事の市からの派遣を 27 年度に終了し、市職員退職者を充て人件費の削減に努めてきた。（28 年 8 月から 29 年 3 月までの間は、年度途中の退職により市職員で対応した。）

29 年度の決算では、未収金の回収や公有用地の売却などで、事業収入が 39,842 千円となったが、公有用地売却原価及び一般管理費等で 47,298 千円を支出した

ことにより、7,456千円の損失となり、次期繰越準備金が810,935千円(うち現金157,865千円)となった。

30年度以降については、完成土地や開発中土地の売却がなければ、事業収益の増が見込めないため、通常必要な一般管理費が毎年度損失となる。

(2) 事業の課題と今後の見通し

(事業の課題)

前大綱では、土地の先行取得や住宅用地等の造成事業の必要性が薄れてきたことから、解散を念頭に置いた方向性を検討することとしていたが、平成27年度及び29年度に、市の喫緊の課題である連続立体交差事業に関連する都市計画事業を推進するため、愛宕駅西口駅前広場等整備事業において、公社が先行取得を実施し、後年度に市が買戻しを行う手法としている。

都市計画事業等については、国の社会資本整備総合交付金を可能な限り活用して実施しているが、近年は当該交付金の内示が非常に厳しくなっており、当該交付金の活用だけでは事業用地の取得時機を逃すことにもつながることから、現状においては、都市計画事業等を早期に実施するためには、公社の持つ先行取得機能が必要となっている。

(今後の見通し)

自主事業用地については、既に造成が終了した完成土地と、現在、事業が進捗中の開発中土地に分類され、ともに取得等に係る借入金の返済も済んでいる。

完成土地(七光台第一次造成地、七光台第二次造成地、鶴奉字庚申塚造成地)については、今後の動向等を観察しながら売却を実施していく。現在のところ七光台第一次造成地の一部に、売却の可能性がある。

開発中土地については、愛宕駅西側商業用地をビジネスホテル事業用地として活用したいとの事業者からの相談があり、売却を進めていく。他の開発中土地についても、積極的に売却を進めていく。

3 次期行政改革大綱の考え方

都市計画事業等を早期に実施するためには、事業用地の取得を、時機を逃さず行うことが重要であり、現段階では、公社が持つ用地の先行取得機能が必要である。

ただし、公社の必要性については、既に先行取得している事業の進捗をはじめ、他の都市計画事業の状況を踏まえながら、常に方向性を見直していく必要がある。

野田業務サービス株式会社

1 現状

(1) 法人の概要

所在地	野田市宮崎 210 番地の 5				
代表者名	代表取締役 鈴木有 (野田市長)	設立	平成 14 年 5 月 7 日		
基本財産	10,000 千円	うち市出資金	6,700 千円	市出資比率	67%
役員数	7 人	従業員数	187 人	決算時期	3 月
設立目的等	学校給食調理業務の委託化に伴い、市が運営に直接関与し、公共性を確保できる行政補完型第三セクターとして設立				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食調理業務 ・ 学校給食配膳業務 				

(2) 財務の概要

単位: 千円

内容 / 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
当期収入	366,850	372,185	358,164	352,482	350,728
当期支出	366,203	372,102	357,715	351,638	350,727
当期収支差額	647	83	449	844	1
資産合計	86,150	102,747	97,881	99,052	105,518
負債合計	58,969	75,483	70,168	70,496	76,961
資本合計	27,181	27,263	27,712	28,556	28,557
うち資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
うち利益準備金	500	500	500	500	500
うち繰越利益剰余金	16,681	16,763	17,212	18,056	18,057

(3) 現行行政改革大綱における方針

<p>外郭団体等の見直し</p> <p>公社等外郭団体の運営の合理化</p> <p>野田業務サービス株式会社</p> <p>会社の経営の安定化と社員の質の向上を図るため、必要な指導監督を行うとともに、次の経営改革案に基づく経営改善を支援していく。</p> <p>(経営改革案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三セクターとしての公共性を踏まえ、新たな事業についても積極的に検討、展開していく。 ・ 学校給食調理業務については、安全衛生管理の徹底と調理技術の向上を図り、引き続き安心安全な給食を提供していく。

2 課題等

(1) 安定した調理体制の確保

調理員の雇用に関しては、様々な求人がひしめく中で、全国的な人手不足の状況があり、人材確保が困難となりつつあるため、29年度に給料月額等の引上げ等の処遇改善を行った。

30年9月1日現在の調理員数は139人(社員76人、臨時63人)であり、予算上の配置人数137人(社員79人、臨時58人)と比較し、合計人数を満たしているものの、社員が予算上の人数に達していない状況にある。

給食調理業務を行う上で、要となるのは調理社員であり、特に業務の中心的なベテラン調理社員の存在は重要である。

現状の配置では、調理社員の平均勤続年数が8年1か月(30年8月1日現在)であり、調理師免許の有資格者の割合は88.3%(30年3月31日現在)であるため、安全安心な給食が提供できる体制となっている。

しかし、毎年、調理社員が定年等で退職していく実態もあり、将来的にも安定して調理社員を配置できる体制を構築していくことが必要である。

調理社員の登用や確保が進まない要因のひとつとして、一般的な会社の年間就業日数260日8時間労働(フルタイム)に比べ、調理社員は夏休等の長期休校日があることから年間195日勤務であり、フルタイムに比べると年収が少ないことが挙げられる。

調理社員の雇用については、経験や意欲を持つ臨時調理員に対し積極的に調理社員への登用を促すとともに、民間から調理経験者の採用を行っているが、フルタイムではないことから予算上の配置人数を上回る応募がない状況である。今後は、長期休校日に勤務がないメリットを活かせる募集等の取組を検討する必要がある。

施設面において、学校給食センター及び単独調理校の調理室の施設の老朽化については、ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針により対応していく必要がある。

(2) 今後の事業展開

野田業務サービスの定款の目的において 学校、幼稚園、保育所、福祉施設の給食調理業務の請負、野田市関係施設の管理業務の請負、一般派遣労働者事業、前各号の附帯する一切の事業としており、過去に買物便利拠点「野田元気市場」や自転車駐輪場の管理運営を行っていたが、現在は、本業である給食関連業務について、安定した調理体制を維持していくため、調理社員の確保及び育成を強化し、経営の基盤である給食関連業務に傾注するとともに、安心安全な給食の提供に努めることに専念すべきである。

3 次期行政改革大綱の考え方

会社の経営の安定化と社員の質の向上を図るため、必要な指導監督を行うとともに、次の経営改革案に基づく経営改善を支援していく。

(経営改革案)

・経営の基盤である学校給食調理業務については、安全衛生管理の徹底と調理技術の向上を図り、引き続き、安心安全な給食を提供していく。

- ・給与をはじめとする社員等の労働条件については、会社の将来を見据え人材を確保していくために、常に点検し働きやすい職場環境とするための対策を講じていく。
- ・調理の重要な役割を担う調理員が継続して勤務できるように、研修等の実施により人材を育成するための仕組みを検討し、改善を図る。
- ・学校給食調理業務を維持し、経営の基盤である給食関連業務の安心安全の質を高め、更なる経営の安定化を図る。

株式会社野田自然共生ファーム

1 現状

(1) 法人の概要

所在地	野田市尾崎 2241 番地の 1					
代表者名	代表取締役 今村 繁(野田市副市長)	設立	平成 18 年 9 月 6 日			
基本財産	310,550 千円	うち市出資金	310,300 千円	市出資比率	99.9%	
役員数	9 人	職員数	36 人(うち役員 1 人)		決算時期	3 月
設立目的等	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化と次世代農業の担い手としての位置付けを目指しつつ、野田市における農業支援や自然環境保護対策の趣旨を踏まえ、江川及び船形両地区の農業環境を取り巻く状況に応じた役割を果たしていく。 野田市農業の先進的な取組として、地域農業の活性化、自然環境の保護に寄与する。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 農業の経営 農産物の生産、加工、販売 農作業の代行、請負、受委託 市民農園の運営事業 農業土木事業 野田市関係施設の管理運営業務の請負 その他上記に附帯関連する一切の事業 					

(2) 財務の概要

単位：千円

内容 / 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
当期収入	188,687	193,691	241,731	211,568	227,173
当期支出	184,393	190,598	223,518	212,882	225,837
当期収支差額	4,294	3,093	18,213	1,315	1,336
資産合計	335,409	333,792	381,589	356,476	358,151
負債合計	55,470	50,760	80,344	56,545	56,884
資本合計	279,939	283,032	301,245	299,931	301,267
うち資本金	155,275	155,275	100,000	100,000	100,000
うち準備金	155,275	155,275	155,275	155,275	155,275
うちその他資本剰余金			27,757	27,757	27,757
うち繰越利益剰余金	30,611	27,518	18,213	16,898	18,235

(3) 現行行政改革大綱における方針

外郭団体等の見直し

公社等外郭団体の運営の合理化
株式会社野田自然共生ファーム
(経営改革案)

安定的な経営を確保するため、特に営農活動については、国の経営安定対策事業の先行きが不透明であることなどを勘案し、飼料用米などの新たな作物への取組を進め、さらに、市内の営農組織については、担い手不足が深刻な状況であることから、市内全域を視野に入れた担い手としての役割を進める。

< 営農活動 (全市域) >

- ・ 水稲、飼料用米等に係る播種、耕運、稲刈りや畑地における麦、大豆の作付けなどの実施可能な作業受託に取り組み、更なる収益の確保を図る。
- ・ 経営規模の拡大を目指した効率的な組織としての見直しを図る。
- ・ 国の進める経営安定対策事業を引き続き実施する。

< 自然保護活動 (江川地区) >

- ・ 江川の自然が体験できる水田型市民農園の周辺に畑地での体験農園を加え、集客力と収益性の向上を図る。
- ・ 復田を進め、営農活動の拡大を図る。
- ・ 指導者の招へいや研修会等への参加により、従業員のスキルアップを図る。
- ・ コウノトリ飼育業務について、引き続き、動物園での研修等を通じて飼養技術の確立に努める。

< 受託業務 >

- ・ 堆肥センター管理運営業務
- ・ コウノトリ飼育業務
- ・ 小船橋水辺公園管理業務

2 課題等

(1) 課題

- ・ 江川地区では、自然保護活動としてコウノトリ飼育業務における飼養技術の確立、水田型市民農園における体験農園での集客力と収益性の向上を図り、自然と農業との共生事業である江川米の生産と収穫について復田等も含め見直しが必要である。
- ・ 船形地域の営農活動では、作業機械に加え老朽化した施設の更新が必要となっている。
- ・ 経営の安定化に向け、収益の柱である営農活動における規模拡大を目指す必要があるため、従来のブロック内から耕作放棄地が広がる畑に目を向ける必要がある。また、麦、大豆を中心としながら、それ以外の収益性の高い稲作 (飼料用米を含む) や新たな作物の導入を検討する必要がある。

- ・就農支援事業では、国庫補助と市補助を受け、延べ 6 人の新規就農希望者の育成し定着を図り、現在 3 人が研修中である。転職した研修生のうち 1 人は自宅で農業に従事したが、他は農業以外に転職しており計画的通りに進んでいない。しかし、実践的な研修に耕作放棄地を利用したことで 2.4ha の耕作放棄地の解消という成果を得たところである。
- ・就農支援事業は、野田市農業の喫緊の課題である担い手、後継者対策に不可欠な事業として継続する必要がある。年齢に捉われず、50 歳代や定年を迎えて農業に興味を示す者など、やる気や定着の可能性など、就農希望者の募集の方法を検討する必要がある。
- ・本市の農業が抱える問題である担い手・後継者不足や、耕作放棄地対策における役割を検討する必要がある。
- ・本市が進める「自然にやさしい、人にやさしい農業」を目指す環境保全型農業の推進における役割が求められる。
- ・本市の農業の発展に不可欠な農業経営の施設化、機械化、大規模化の推進における役割を検討する必要がある。

(2) 今後の展開

- ・江川地区においては、自然と共生する環境保全型農業を推進するために引き続き減農薬による水稻の生産を行うとともに、江川米の収穫量を増加させるため、農地の復田に取り組むなど耕作技術の研究や作業効率の向上を図る。
- ・市民農園事業は、江川地区の自然と農業を同時に体験できる事業として、田植えから、草取り、稲刈りまでの技術指導や自然体験イベント、ホタル観賞会等を行い、集客力向上に努めるとともに、収益性を見込める事業に発展させる。
- ・江川地区の自然の四季や動植物を見せる工夫を市に提案し、生物多様性のシンボルであるコウノトリと結びつけ、リピーターを増やし、市民が誇れる環境を目指す。
- ・営農活動を実施する船形地区においては、麦、大豆の生産のほか、稲作、飼料用米の導入、作業受託などを行い、収益の確保と耕作放棄地の抑制を図る。
- ・麦、大豆の生産を畑地に拡大し収益を増やす。
- ・本市の新たな取組である耕畜連携事業において、飼料（ S G S ）生産の加工部分を担い、継続的な収益事業とする。
- ・就農支援事業を本市の実情に合ったものとして継続し、補助事業では 45 歳以下とされていた年齢要件を撤廃し、また、耕作放棄地を利用して拡大を図る。
- ・組織や経営基盤を強化し、全市域を対象とした担い手としての地位を確立することで、後継者不足や増加する耕作放棄地の解消を目指す。
- ・市内の営農組織は個々に活動しているが、将来的には統括し効率化する必要があるため、ファームが中心となり方策を検討する。
- ・担い手として農地中間管理事業の受け皿となり、耕作放棄地の再生や営農活動を行う。

3 次期行政改革大綱の考え方

(経営改革案)

環境保全型農業を実践し「自然にやさしい、人にやさしい農業」を目指す第3セクターとして、江川地区での先進的な取組である「自然保護と農業が共生する新しい形」をコウノトリや市民農園を通じて市内外にアピールし、本市の魅力発信を行う役目を担う。

経営の安定化に向け、営農活動に稲作や飼料用米などの新たな作物を取り入れるほか、耕作放棄地等を利用した畑作(麦、大豆)に取り組むなど規模拡大に努める。

さらに、深刻化する担い手・後継者不足と耕作放棄地の解消を目指すため、就農支援事業を継続して実施する。

自然保護活動(江川地区)

- ・江川の自然が体験できる水田型市民農園の周辺に畑地での体験農園を加え、集客力と収益性の向上を図る
- ・復田を進め、営農活動の拡大を図る
- ・コウノトリ飼育業務では、研修等を通じて飼養技術の確立に努める
- ・魚道、ビオトープ、散策路などの管理を通じて、江川の自然のPRに務める

営農活動(全市域)

- ・ブロックローテーションによる経営安定対策事業(麦、大豆の作付)を継続するとともに、稲作や飼料用米などの新たな作物を取り入れる
- ・水稻、飼料用米等に係る播種、耕運、稲刈りなどの作業受託や畑地における経営安定対策事業(麦、大豆の作付け)など規模拡大に取り組み、更なる収益の確保を図る
- ・経営規模の拡大に応じた効率的な組織への見直しを図る
- ・効率的な施設、機械の更新を行う
- ・農地中間管理事業の担い手として耕作放棄地の再生事業に取り組む

耕畜連携事業

- ・市の新たな取組である耕畜連携事業において、飼料生産(SGS)の加工部分を担い、継続的な収益の確保に努める

就農支援事業

- ・担い手・後継者不足を解消するため国の事業で整備した拠点を活用し、市と連携して就農希望者が多く集まる事業として再構築し、合せて耕作放棄地を積極的に利用し、その解消を図る。

受託業務

- ・堆肥センター管理運営業務
- ・東葛飾地域農林業センター施設管理業務
- ・小船橋水辺公園管理業務
- ・コウノトリ飼育業務

民間施設の有効活用

市では、ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針に基づき、新たな施設は設置せず、学校の余裕教室など既存施設の有効活用を基本とすることを原則として施設の長寿命化及び有効活用を図っている。

しかし、きめ細やかな行政サービスの充実を図るため、新規事業等を実施する際に既存施設の活用では対応が難しい場合は、新たな施設を検討していく必要がある。

新たな施設を整備することになれば、多額の整備費用が生じるだけでなく、その運営に係る維持管理経費の負担が、更なる財政運営の硬直化を招く可能性があることから、新たに施設を整備するのではなく、未活用あるいは低利用となっている空き家等の民間既存施設を有効活用していく必要がある。

民間施設の有効活用

民間施設の有効活用

1 施設の利活用

現在、市の事業の大部分は、市が所有する既存の公共施設等で実施しているが、市民からの行政に対する要望は多様化しており、きめ細やかな行政サービスの充実を図るためにも、今後も新たな施設やスペースが必要になることが考えられる。

一方で、人口減少などにより増加している空き家等の未活用あるいは低利用である施設等が存在することから、民間施設の有効活用について柔軟に検討することが重要である。

新たな施設を市独自で整備するには、多大な建築費用と相当期間が必要となるが、民間施設を利用することで、財政負担の軽減が図られるとともに、迅速に対応することができるなど、その活用方法は大いに期待できる。

2 民間施設を有効活用する想定事例

< 想定事例 1 地域コミュニティの拠点創出 >

地域に住む子どもから高齢者が気軽に立ち寄り、話ができるコミュニティのスペースを提供し、地域コミュニティの充実を図る拠点を創出する。地域コミュニティの活性化には、こうした拠点が徒歩圏内にあることが望ましいため、市内に点在する空き家等を所有者から借上げ、活用することを検討する。

コミュニティスペースのほか、民泊施設を整備し、来訪者を迎える環境を整えることで、本市の自然再生・生物多様性の取組を来訪者に実感していただくことができるなど、さまざまな事業を展開できる可能性がある。

なお、施設の管理運営については、民間活力の有効活用を図るため、地元自治会やNPO法人等に委託することも併せて検討する。

< 想定事例 2 地域福祉及び子育て支援の拠点の創出 >

NPO法人等が、通所介護等のデイサービスや子育て支援等の事業を行うに当たり、小学校区のような身近な日常生活圏で地域包括支援センター、地域密着型サービス及び介護予防事業のひとつである高齢者の通いの場「えんがわ」などを実施することで、地域福祉の充実が図れる。

地域福祉の拠点の創出に当たり、地域福祉を必要とする地域に迅速に対応するため、空き事務所等を借上げ利用することを検討する。

< 想定事例 3 行政サービスの地域拠点創出 >

買い物弱者対策の店舗利用、小中学校の児童・生徒を対象に行っている未来塾、地域住民を対象にした健康相談、各種出前講座等の市が行う様々なサービスを実施するため、空き家等を建物所有者から借上げ、市民サービスの地域拠点を創出する。

< 想定事例 4 市営住宅の民間施設借上げ制度 >

市営住宅の管理戸数の推移は、昭和 56 年の 782 戸をピークに、老朽化により使用できなくなった住宅の解体により、現在 497 戸となっている。現存する市営住宅は、昭和 42 年建築（築 49 から 51 年経過）の宮崎西団地を筆頭に老朽化が進んでおり、定期点検等による必要最低限の修繕を行っている。

平成 8 年の公営住宅法の改正において、これまでの公営住宅の供給方式である直接建設方式に加え、民間賃貸住宅を活用した公営住宅の供給制度として借上げ公営住宅制度が開始されたことに伴い、近年の公営住宅の供給にかかる課題に対応するための有用な手法の一つとして検討する必要がある。

検討に当たり、民間施設を借上げて市営住宅として供給することは、既存住宅の修繕費や改修費以外に、新たな財政負担が発生することから、既存市営住宅を抱えたままでの借上げや家賃補助を行うことは二重の財政負担が発生することに留意する必要がある。

なお、県内では船橋市、松戸市、流山市、浦安市、市川市、八千代市、市原市、成田市が制度を活用しており、借上げの方法については 1 棟借上げの他、部屋単位で借上げる方法もあり、既存の市営住宅の空き状況等を考慮しながら柔軟に検討する必要がある。

メリット・デメリットについては、1 棟借上げの場合は、メリットとして、1 棟全体を借上げるため、建物所有者は収入が保証されるので安心感が得られることがあり、デメリットとしては、1 棟全体に対し借上料がかかることから空き部屋についても借上料を負担することが挙げられる。

部屋単位の借上げの場合は、メリットとして、部屋単位で借上げるため、既存の市営住宅の空き状況を考慮しながら対応できることであり、デメリットとしては、一般の利用者と市営住宅としての利用者が同一の建物に混在するため、施設運営者が異なることによる入居者同士のトラブル等が発生する可能性があることが挙げられる。

3 次期行政改革大綱の考え方

きめ細やかな行政サービスを提供するため、必要な施設やスペースを確保する場合は、その必要性や費用対効果等を検証し、既存の施設だけでなく民間施設や空き家等の活用について柔軟に検討することが重要である。

また、市営住宅については、修繕費等の維持管理にかかる財政負担を軽減するため、借上げ公営住宅制度の活用を検討する。

公有財産の有効活用

市では、現行行政改革大綱に基づき、市税等の徴収率向上など財源の拡充強化に努めているほか、税外収入の確保策として、未利用地の貸付や普通財産処分要領に基づいた売却処分を行っている。

また、広告掲載取扱要綱に基づき駅自由通路、市ホームページ、広告付案内板（デジタルサイネージ）及び広告付番号案内表示機などの公共物へ有料広告の掲出を行うことで、自主財源の確保に努めている。

市の財政については、生産年齢人口の減少に伴う地方税収の落ち込みと少子高齢化の進展による社会保障関係経費を始めとする財政需要の増加等により、今後一層厳しくなることが予想される。

以上を踏まえ、自主財源の確保という観点から、公有財産の有効活用を一層進めていくため、引き続き、次の取組を進めることとしたい。

未利用地の有効活用及び処分
公共物への有料広告の掲出

未利用地の有効活用及び処分

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

引き続き処分を凍結している土地については、経済状況を見極めつつ売却時期を検討していく。行政財産の用途を廃止し、普通財産とした土地については、利用する可能性を総合的に判断し、処分候補地となるか検討を進める。

(2) 取組の経過

市が保有する公有財産については、地方自治法第238条（公有財産の範囲及び分類）において、行政財産と普通財産に分類されている。

「行政財産」は、市が公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産であり、有効的、効率的に利用できるよう所管する課等において維持管理している。

「普通財産」は、行政財産以外の一切の公有財産と規定され、山林や原野、また用途廃止した職員住宅や市道（廃道敷）等、行政目的を喪失している財産であり、管財課において維持管理している。

未利用地については、平成16年12月に策定した「普通財産処分事務取扱要領」に基づき、行政財産として利用の可能性について調査を実施し、利用が見込めない土地で売却可能と判断した8か所を財産処分審査委員会において処分候補地として選定し、18年度から一般競争入札等により2か所（代替用地1か所、市営住宅跡地1か所）を処分した。

他の処分候補地は、21年度開催の財産処分検討委員会において、経済状況や入札の応募状況から売却は望めないとして売払いは一旦凍結し、今後、経済状況が向上し、買取需要が高まり次第、売却を再開するとした。

2 課題

- ・処分を凍結している土地については、地方の土地需要が高まらない状況が続いており、インターネットオークションなどの新たな売却の手法を導入することでの再開を検討する。
- ・道路用地の残地等の行政財産としての利用が見込めない土地については、売却を進めるため、早急に普通財産への移管を行い、未利用地に利用の可能性があるか検証し、売却が見込める物件を検討する。
- ・土地が狭小であったり、不整形であったりして、売却しにくい土地については、看板用地の貸し付けなどでの活用が可能かを検討する。

3 次期行政改革大綱の考え方

処分を凍結している土地の売却を進めるために、インターネットオークションなどの新たな売却の手法を検討する。

新たな処分候補地の創出については、行政財産としての利用が見込めない土地の売却を進めるために普通財産への移管を行うとともに、未利用地の処分を検討し、売却に至らない土地については、看板用地での貸し付けなどの活用を検討する。

公共物への有料広告の掲出

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

新たな広告媒体の活用については、民業圧迫とならないことや公共物であることを慎重に検討し導入を進めていく。

(2) 取組の経過

本市においては、民業圧迫の懸念があることから当面は市ホームページへのバナー広告の導入を見送り、民業を圧迫しない範囲内で公共物への有料広告の掲出制度を導入してきた。

しかし、時間の経過とともに近隣市で導入していないのは本市だけとなり、バナー広告についてもタウン誌への影響を発行者に確認を行った結果、市ホームページへの掲載について了解を得られたため、29年3月からバナー広告を導入し、自主財源の確保を図った。

また、市ホームページのバナー広告だけでなく、くらしの便利帳、広告付案内板(デジタルサイネージ)、広告付番号案内表示機等、本来独自で製作すれば費用がかかる公共物に広告を導入することで、経費の削減を図った。

時 期	取 組 内 容
20年3月	野田市広告掲載取扱要綱を制定(同年4月1日から施行)
4月	庁内組織として野田市広告審査会を設置 「広告媒体選定基準」の設定
8月	梅郷駅、清水公園駅及び七光台駅の自由通路に広告を導入
21年1月	窓口封筒に広告を導入
22年2月	自治会回覧板に広告を導入
23年9月	市役所庁舎フロアマットの広告募集開始(26年4月導入)
24年10月	図書館雑誌スポンサーの募集開始(25年2月導入)
28年6月	まめバスルート図・時刻表に広告を導入
28年11月	市ホームページにバナー広告募集開始(29年3月導入)
29年10月	くらしの便利帳・公共施設ガイドマップ広告募集開始 (30年4月導入)
29年11月	広告付案内板に広告を導入(30年2月広告掲載)
29年12月	広告付番号案内表示機に広告を導入(30年9月広告掲載)
30年2月	広告付冊子を添付したマタニティストラップの配付を導入 (30年4月より開始) 広告付冊子を添付したオリジナル婚姻届の配付を導入 (30年7月より開始)
30年8月	野田市子育てガイドブックに広告を導入(31年3月発行予定)

(3) 広告審査会

20年4月に、広告媒体及び掲載する広告内容を審査・決定するため、庁内組織として野田市広告審査会を設置した。

広告媒体及び広告内容の決定に係る審査については、広告掲載取扱要綱に基づき審査している。

< 広告審査会の構成員 >

企画調整課長、広報広聴課長、財政課長、総務課長、管財課長、行政管理課長

(4) 広告媒体選定基準

具体的な広告媒体の選定に当たっては、これまでの経緯も踏まえ、次の3項目を選定基準として慎重に対応している。

広告掲載により、広告と行政の関係を市民が誤解するおそれがないこと
経費が無料となる等財政効果が大きいこと
導入が容易であること

(5) 広告の掲出による使用料収入等

駅自由通路の広告の財政効果

20年度の導入から29年度までの各駅における申請件数と広告掲載料収入については、次表のとおりである。

(単位 件数：件、使用料：円)

駅名	20年度		21年度		22年度		23年度	
	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料
梅郷	3	150,000	2	299,400	2	432,000	2	432,000
清水公園	2	452,706	3	868,503	3	998,503	3	998,503
七光台	1	332,706	1	518,503	0	0	0	0
計	6	935,412	6	1,686,406	5	1,430,503	5	1,430,503
駅名	24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料
梅郷	2	432,000	2	432,000	5	232,000	1	216,000
清水公園	3	998,503	4	1,104,502	1	1,125,503	3	840,000
七光台	1	36,000	1	36,000	3	8,000	1	1,600
計	6	1,466,503	7	1,572,502	9	1,365,503	5	1,057,600
駅名	28年度		29年度				合計	
	件数	使用料	件数	使用料			件数	使用料
梅郷	2	224,266	3	255,200			24	3,104,866
清水公園	5	850,132	6	881,066			33	9,117,921
七光台	2	10,132	3	41,066			13	984,007
計	9	1,084,530	12	1,177,332			70	13,206,794

フロアマット広告の財政効果

23 年度に募集を開始したフロアマット広告は、26 年度に初めて企業から申出があり設置した。広告入りマットを庁舎に設置することによる行政財産の使用料収入と、マットを広告入りマットに置き換えたことによるフロアマットの賃貸借業務委託料の減額を合わせた財政効果がある。

26 年度の設置から 29 年度までの使用料と業務委託料の減額分については、次表のとおりである。

(単位：円)

フロアマット	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合 計
使用料収入	130,260	171,550	165,490	159,420	626,720
業務委託料の減	159,621	221,579	221,579	221,439	824,218
財政効果	289,881	393,129	387,069	380,859	1,450,938

市ホームページバナー広告、広告付案内板（デジタルサイネージ）及び 広告付番号案内表示機の財政効果

29 年 2 月 1 日から、市ホームページにバナー広告の掲載を開始した。

30 年 2 月 26 日から、本市の案内看板として市役所ロビー正面に広告付案内看板（デジタルサイネージ）を導入した。

また、30 年 9 月 2 日から、市民課の受付を整理するための番号案内表示機について、広告付番号案内表示機の運用を開始した。設置費用は、広告収入で賄うため、市の財政負担はなく導入することができた。30 年度の広告料収入は 1,912,000 円を見込んでいる。また、発券機委託料（30 年 9 月から 31 年 3 月まで 52,488 円）も導入後は削減できる。

各媒体における導入から 29 年度までの各財政効果は、次表のとおりである。

(単位：円)

媒体名	28 年度	29 年度	30 年度	合 計
バナー広告	129,600	1,560,332	2,358,694	4,048,626
広告付案内板 (デジタルサイネージ)		129,600	777,600	907,200
番号案内表示機			1,964,488	1,964,488

30 年度は、見込みの財政効果

窓口封筒、自治会回覧、雑誌スポンサー、オリジナル婚姻届及びマタニ ティストラップの財政効果

市に直接の収入はないが、企業が各媒体に広告を募集した広告収入により作製して寄附することにより、市の財政負担はなかった。財政効果は次表のとおりである。

なお、30年4月より広告付冊子を添付したマタニティストラップの配布を開始した。マタニティストラップの29年度の予算額は75,600円であったが、広告付冊子とともに配布することで市の財政負担はなくなった。また、30年7月より広告付冊子を添付したオリジナル婚姻届の配布を開始した。

(単位：円)

年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
窓口封筒	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
自治会回覧板		356,400	419,580	384,610	303,496	299,160
雑誌ｽﾎﾟﾝｻｰ					6,960	54,480
年度計	175,000	531,400	594,580	559,610	485,456	531,400
年 度	26年度	27年度	28年度	29年度		媒体計
窓口封筒	175,000	175,000	175,000	175,000		1,750,000
自治会回覧板	276,573	351,398	359,790	408,740		3,159,747
雑誌ｽﾎﾟﾝｻｰ	63,719	63,326	49,848	42,504		280,837
年度計	594,580	589,724	584,638	626,244		5,190,584

各種冊子に広告を導入した財政効果

広告収入を基に業者が各種冊子を作成し、市に寄付すること又は広告収入を作成費用に充てることにより、制作費用削減の財政効果があった。

削減効果は次のとおり。なお、財政効果額は前回作成時に要した費用を参考として掲載した。

(単位：円)

冊子名	作成年度	財政効果
まめバスルート図・時刻表	28年度	853,050
くらしの便利帳・公共施設ガイドマップ	29年度	4,125,600
野田市子育てガイドブック(31年3月発行予定)	30年度	2,344,000

(6) ネーミングライツ導入例

市では導入実績はないが、他の自治体では次のような導入例があり、近隣市でもネーミングライツを導入している自治体がある。

施設種類	市町村名	命名権による愛称・呼称	正式名称・旧称	命名権を取得した企業・団体
スポーツ施設	市川市	J:COM北市川スポーツパーク	北市川運動公園	株式会社ジェイコム市川
	習志野市	第一カッターフィールド	秋津サッカー場	第一カッター興業株式会社
	習志野市	第一カッター球場	秋津野球場	第一カッター興業株式会社
	柏市	田中浩康スタジアム	大津ヶ丘中央公園運動広場野球場	田中浩康カップ実行委員会
	流山市	キッコーマンアリーナ	流山市民総合体育館	キッコーマン株式会社
	鎌ヶ谷市	福太郎アリーナ	市民体育館	株式会社くすりの福太郎
	鎌ヶ谷市	福太郎スタジアム	市営陸上競技場	株式会社くすりの福太郎
	鎌ヶ谷市	福太郎野球場	市営野球場	株式会社くすりの福太郎
	鎌ヶ谷市	福太郎テニスコート	市営庭球場	株式会社くすりの福太郎
文化施設	流山市	スターツおおたかの森ホール	流山おおたかの森ホール	スターツコーポレーション株式会社
	八千代市	TRC八千代中央図書館	八千代市中央図書館	オーエンス・TRCグループ
	八千代市	オーエンス八千代市民ギャラリー	八千代市市民ギャラリー	オーエンス・TRCグループ
公園	柏市	セナリオハウスパーク柏たなか	柏たなか駅前公園	広島建設
コミュニティバスバス停	加古川市	まつうら内科医院前	良野南口	まつうら内科消化器科医院
	大和市	C9 深見台歯科クリニック前	C9 深見台3丁目	深見台歯科クリニック
道路	市川市	アーセナル通り	市道 0127 号	一般社団法人 市川市スポーツクラブ
	市川市	ニッケコルトンプラザ通り	市道 0117,0126,0131 号	日本毛織株式会社
	市川市	アーデル通り	市道 0125 号	株式会社アーデル・フィットネス・リゾート

施設種類	市町村名	命名権による愛称・呼称	正式名称・旧称	命名権を取得した企業・団体
歩道橋	さいたま市	安心安全を真心得！ハウス・エージェンツ株式会社 堀の内町歩道橋	堀の内町歩道橋	ハウス・エージェンツ株式会社
	一宮市	尾西信金きずな歩道橋	三条歩道橋	尾西信用金庫
公衆トイレ	名古屋市	アメニティ尾張公衆トイレ	テレビ塔下公衆便所	株式会社アメニティ尾張
	京都市	はんなりトイレ	清水寺境内公衆トイレ	TOTO 株式会社

2 課題

市ホームページをはじめ、さまざまな公共物に広告を導入しているところである。引き続き、広告の導入が可能な公共物を選定しながら、自主財源の確保に努める必要がある。

また、宣伝効果が高いと見込まれる施設等のネーミングライツ（命名権）の導入については、まめバスのバス停や新設子ども館の整備に合わせた導入などを検討し、既存施設の施設名表示の変更に係る経費とのバランスを見極めながら、さらには、他団体の成功例を研究するなど地域活性化につながるような取組を進め、新たな財源の確保を図ることが必要である。

3 次期行政改革大綱の考え方

新たな広告媒体の活用については、広告の導入が可能な公共物を選定し、積極的に自主財源の確保に努める。

また、施設等のネーミングライツ（命名権）の導入については、地域活性化への貢献など導入に適した施設等を選定し、積極的に検討していく。